

医療保険エブリワン
ご契約者さま

医療保険エブリワンの「みなし入院」の取扱い変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

エイ・ワン少額短期保険株式会社は、新型コロナウイルス感染症と診断され、医療機関の病床のひっ迫状況等を踏まえ、入院をせずにご自宅や宿泊施設等で療養された場合であっても、約款上の入院とみなし、入院保険金等のお支払いを対象とする特別な取扱い（「みなし入院」）を行ってまいりました。

今般、政府から、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、全国一律で重症化リスクの高い方々に限定する旨公表されました。当社でもこの考え方に沿って、「みなし入院」の取扱いを変更し、以下の「重症化リスクの高いお客さま」を対象として入院保険金等のお支払いを行うこととしました。

(1) 見直し後の「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象

9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断（注1）され、ご自宅や宿泊施設等で療養をされたお客さまのうち、以下の「重症化リスクの高いお客さま」とします。

（注1）診断日は、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 65歳以上の方② 入院を要する方③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方④ 妊娠中の方 |
|---|

※9月25日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、重症化リスクが高い方に限らず、これまで通りのお支払い対応を継続いたします。

(2) 「みなし入院」の取扱い開始の経緯

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症と診断された方について、入院が必要にもかかわらず、病床不足等を理由に入院することができない状況が発生した結果、ご自宅や宿泊施設等での療養が行われることになりました。ご自宅や宿泊施設等での療養は、約款上の「入院」の定義に該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること等を踏まえ、お客さま保護の観点から「入院」と同等の取扱いを行う「みなし入院」を実施してまいりました。

《約款上の「入院」の定義》

「入院とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することを目的とした入院をいいます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症に罹患する感染者は増加しているものの、重傷者はの割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。

また、今般、政府において、2022年9月26日以降、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定することになりました。

こうした状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、「みなし入院」の対象範囲を変更することと致しました。

(3) ご請求手続について

保険金のご請求をされる場合は、以下までご連絡をお願いします。保険金ご請求にあたりご提出いただく書類などあらためてご案内をさせていただきます。

エイ・ワン少額短期保険株式会社 事故センター

TEL:0120-818-230

※24時間受付(年末年始を除く)

以上